

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第10号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和57年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学区)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次に掲げる高等学校の学科、<u>コース及び入学者選抜</u>における学区は、県全域とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 佐賀県立佐賀北高等学校全日制課程普通科芸術コース</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 高等学校の第1学年に入学しようとする者は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、所属学区以外の学区内の高等学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該高等学校の全日制課程に置かれる普通科の募集定員の数（第2条第2項第4号に規定する学科及び同項第5号に規定する<u>コースの募集定員の数、同項第6号に規定する入学者選抜に基づき入学を許可された者の数並びに併設型中学校の在学者で当該併設型高等学校の普通科に入学を許可されたものの数を除く。</u>）の100分の20を超えないものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(学区)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 高等学校の第1学年に入学しようとする者は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、所属学区以外の学区内の高等学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該高等学校の全日制課程に置かれる普通科の募集定員の数（第2条第2項第4号に規定する学科の募集定員の数、<u>同項第5号に規定する入学者選抜に基づき入学を許可された者の数及び併設型中学校の在学者で当該併設型高等学校の普通科に入学を許可されたものの数を除く。</u>）の100分の20を超えないものとする。</p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、平成27年 4月 1日以後に高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。